

(14) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

和解の相手方及び県は、損害額を各自で負担するものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年6月16日

(2) 事故発生場所

八頭郡八頭町山志谷地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部東部農林事務所八頭事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、和解の相手方所有の普通貨物自動車とすれ違う際に接触し、双方の車両が破損したものである。